

令和3年度SDGs推進企業支援事業業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年3月1日

産業労働部 産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度SDGs推進企業支援事業業務

(2) 業務の目的

長野県SDGs推進企業登録制度の普及、登録企業のPR及びSDGsを中核とする取組を進める企業の支援により、県内中小企業等の経営価値の向上を図る。

(3) 業務内容

① 登録制度の運営サポート

ア 新規登録者申請書類審査

イ 新規登録希望者からの問い合わせ対応

ウ 新規登録者向け登録マニュアルの作成・様式のアップデート

② 登録企業の交流・ビジネスマッチングの促進及びPR

ア 専用Webサイト「NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL」の活用支援

イ 優良事例のPR

ウ Webサイトを活用した各種支援施策の広報

③ 地域へSDGsを波及させる取組

ア セミナーの開催

イ 登録企業による共同活動の促進

ウ 県補助事業の成果報告会の開催

④SDGsを活用したビジネスモデルの構築支援（ワークショップ）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

6（4）に記載のとおり

(6) 業務の実施場所

県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和4年3月17日まで

(8) 費用の上限額

4,250,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの

手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、Web サイトの運営、イベントの運営及び企業向けコンサルティングのうち、2 つ以上の業務の実績を有すること。
- (8) 法人格を有する企業、団体であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表 1 及び 2 による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部産業政策課

企画担当（県庁 5 階）

担当 岩瀬 明日香

電話 026-232-0111（代表）内線 2919
026-235-7205（直通）

ファックス 026-235-7496

メール san-sdgs@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 3 年 3 月 8 日（月）午後 5 時まで。

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

【(注) 長野県の休日を定める条例（令和 2 年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をい

う。以下同じ。】

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により産業政策課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

（1）開催日時 令和3年3月8日（月） 午前10時から（1時間程度）

（2）開催場所 県庁 議会棟 401号会議室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付期間 公告実施日から令和3年3月10日（水）午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

（4）回答方法 3月12日（金）までに参加申込者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）提出書類

① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の付表1）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

② 見積書（様式第8号の付表2）

経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年3月17日（水）正午まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 5部（正本1部、コピー4部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限りします。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

| 評価内容 | | |
|---|--|-----|
| 項目 | 審査内容 | 配点 |
| 1 登録制度の運営サポート | ・登録制度や制度の趣旨を理解していること ・事業者からの問い合わせ対応や申請内容の確認など、登録申請支援に係る業務を円滑に行えること | 20 |
| 2 登録企業の交流・ビジネスマッチングの促進及びPR | ・Webサイトの効果的な活用手法を提案し、登録企業に適切に周知できること ・登録企業の中から優良事例を適切に選定し、効果的な発信ができること | 20 |
| 3 セミナーの開催/登録企業による共同活動の促進/県補助事業の成果報告会の開催 | ・セミナーにおいて講師及びテーマが適切であり、参加者の理解が深まる内容であること ・共同活動の促進において、登録企業間の連携強化につながる支援が可能であること | 20 |
| 4 ビジネスモデル構築支援 | ・効果的な手法や適切なテーマ設定により、参加者のビジネスモデル構築に寄与すること | 20 |
| 5 事業をさらに効果的なものにするための独自の取組 | 独自性と実効性に富んだ提案がされていること | 5 |
| 6 運営体制 | 適切な人員配置、個人情報の保護・管理、スケジュールとなっていること | 10 |
| 7 業務に関する経費 | 事業内容に対して必要な経費が適切に見積もられていること | 5 |
| 評点の合計結果 | | 100 |

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）
※状況によっては書面での審査を行う可能性もあります
令和3年3月18日（木） 県庁 議会棟 402号会議室
（※時間は各参加者に個別に連絡）

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により産業政策課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届

を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)

長野県産業労働部産業政策課

企画担当 (県庁 5階)

担当 岩瀬 明日香

電話 026-232-0111 (代表) 内線 2919
026-235-7205 (直通)

ファックス 026-235-7496

メール san-sdgs@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、令和3年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。